

令和2年度三好市人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職種別採用者数(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

	一般事務	建築	土木	管理栄養士	幼稚園教諭 保育士	看護師・薬剤師・ 保健師・助産師	作業・理学療法士 言語聴覚士・臨床 検査技師	派遣等その 他	合計
応募者数	80	募集なし	2	募集なし	18	5	15		120
採用者数	3		1		3	4	3	2	16

(2) 事由別退職者数(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

定年	応募認定	自己都合	死亡	免職	その他	合計
14	4	2			2	22

(3) 年度当初の常勤職員数(令和2年4月1日現在)

市長部局	議会	監査委員会	農業委員会	教育委員会	合計
395	4	2	2	34	437

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

区 分	職 員 数		対前年増減 数	主な増減理由(常勤職員)	
	平成31年	令和2年			
議 会	4 (0) (0)	4 (0) (0)	0 (0) (0)		
総 務	97 (8) (0)	98 (10) (0)	1 (2) (0)	業務増(新型コロナウイルス感染症対策)	
税 務	20 (2) (0)	21 (2) (0)	1 (0) (0)	業務増(滞納整理関連)	
民 生	113 (6) (0)	108 (13) (62)	▲5 (7) (62)	事務の民間委託(老人福祉施設指定管理)	
衛 生	33 (2) (0)	34 (3) (8)	1 (1) (8)	業務増(保健事業・介護予防関連)	
労 働					
農 林 水 産	21 (1) (0)	17 (2) (0)	▲4 (1) (0)	事務の統廃合縮小(農林部門)	
商 工	18 (0) (0)	17 (1) (1)	▲1 (1) (1)	事務の統廃合縮小(観光関連)	
土 木	24 (0) (0)	21 (2) (0)	▲3 (2) (0)	事務の統廃合縮小(土木部門)	
一 般 行 政 部 門 計	330 (19) 0	320 (33) (71)	▲10 (14) (71)		
教 育	38 (3) (0)	34 (4) (0)	▲4 (1) (0)	事務の統廃合縮小(文化財・保健体育部門の統 合▲2、幼稚園関連▲1、学校給食事務統合▲ 1)	
消 防					
普 通 会 計 計	368 (22) (0)	354 (37) (71)	▲14 (15) (71)		
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	62 (3) (0)	63 (3) (16)	1 (0) (16)	昨年度の医療技師退職不補充の充足
	水 道	14 (0) (0)	14 (0) (0)	0 (0) (0)	
	交 通				
	下 水 道				
	そ の 他	7 (0) (0)	6 (0) (0)	▲1 (0) (0)	派遣職員の減(介護保険事業)
	公 営 企 業 等 会 計 部 門 計	83 (3) (0)	83 (3) (16)	0 (0) (16)	
合 計	451 (25) (0)	437 (40) (87)	▲14 (15) (87)		

上():再任用短時間勤務職員(地方公務員法第28条の5)の数(外教)

下():フルタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号)の数(外教) 令和2年度より制度化

※ 再任用フルタイム勤務職員(地方公務員法第28条の4)の数(内教) 0

2 職員の給与の状況等

「三好市の給与・定員管理等について」で詳細を公表(総務省「地方公共団体給与情報等公表システム」)

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(令和2年4月1日現在)

正規の勤務時間	始業時間	終業時間	休憩時間	休憩時間	週休日
一週間当り38.75時間	8:30	17:15		12:00~13:00	土曜日及び日曜日

(2) 休暇の制度

ア. 休暇等の取得状況(令和2年度)

年次有給休暇平均取得状況	14.5日
病欠休暇(週休日を除き連続7日以上診断書を有する者)	21人

イ. 主な休暇制度(令和2年4月1日現在)・・・結婚、忌引、夏季、リフレッシュ、ボランティア、子の看護、妊娠・出産に係る休暇等

種 類	付与日数等
風水震災その他の非常災害による交通遮断	必要と認められる期間
公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
骨髄提供者となる場合	必要と認められる期間
通信教育における面接授業を受ける場合	必要と認める期間 ただし、1年につき20日以内
国民体育大会に参加する場合	その都度必要と認める期間
結婚する場合	連続する5日以内(週休日等を含む)
分娩の場合	予定日前8週間、産後8週間まで
生理日に勤務することが著しく困難な場合	3日を超えない範囲で必要と認める期間
育児参加をする場合	5日以内/年
妻が出産する場合	2日以内
保育時間の場合	1日2回それぞれ30分以内(生後1年に達しない子)
父母を追悼する場合	1日以内
親族が死亡した場合	配偶者10日、父母・子7日、兄弟姉妹3日等
夏期休業	5日(7/1~9/30の期間内)
リフレッシュ休暇	5年ごと、3日もしくは5日
ボランティア活動に参加する場合	5日以内/年
短期介護休暇	5日以内/年(要介護者、2人以上は10日)
子の看護をする場合	5日以内/年(中学就学前の子、2人以上は10日)

ウ. 無給休暇(令和2年度)

- (ア) 組合休暇 … 職員が任命権者の許可を得て、登録された職員団体の業務又は活動に従事するための休暇(取得者 1人)
- (イ) 介護休暇 … 職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇(取得者 2人)

エ. 育児休業及び部分休業の制度(無給)(令和2年度)

- (ア) 育児休業 … 3歳未満の子を養育する職員が、子が3歳に達するまでの期間、原則1回取得(令和2年取得者 12人(うち新規取得者 7人))
- (イ) 部分休業 … 小学校就学前の子を養育する職員が、子が小学校に就学に達するまでの期間、1日を通じて2時間を超えない範囲で取得(取得者 2人)

4 職員の分限及び懲戒の状況(令和2年度)

(1) 職員の分限処分の状況について

職員がその責務を十分に果たすことを期待できない場合に、公務能率の維持を目的としてなされる不利益処分であり、その種類は免職、休職、降任、降格、降給があります。

処分内容	処分者数	処 分 理 由
降 任	0	
免 職	0	
休 職	3	地方公務員法第28条第2項第1号
降 給	0	

(2) 職員の懲戒処分の状況について

職員の義務違反に対し地方公共団体の規律と公務執行の秩序を維持する目的で、一定の義務違反に対して職員にその道義的責任を負わせる不利益処分であり、その種類は、免職、停職、減給戒告があります。

処分内容	処分者数	処 分 事 由
戒 告	2	監督不適切、事務不適切
減 給	0	
停 職	0	
免 職	0	

5 職員のサービスの状況について

地方公務員法第30条では、すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力でこれに専念しなければならないとされています。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、職員には命令に従う・秘密を守る義務や信用失墜行為・争議行為の禁止、営利企業等の従事・政治行為の制限などが課せられています。

6 職員の研修及び人事評価の状況(令和2年度)

○職員研修

・市主催研修(受講者数、開催回数)

新規採用職員研修	延べ受講者数	12人	実施回数	2回
ハラスメント防止研修	延べ受講者数	26人	実施回数	1回
働き方・業務改革	延べ受講者数	2人	実施回数	1回
・徳島県自治研修センター、市町村アカデミー等(受講者数、研修種目数)				
新規採用職員研修、管理職級研修等	延べ受講者数	66人	研修種目	21種

○人事評価 実施

対象者 全職員

評価期間 毎年4月1日から3月31日までの間

内容 業績評価 評価期間当初に設定した組織業績目標の達成度を評価
能力評価 職務を遂行するにあたり発揮した能力を評価

評価結果の活用 昇任・昇格、昇給、人事異動に活用

7 職員の福祉及び利益の保護の状況(令和2年度)

地方公共団体は、地方公務員法により、職員の保健、元気回復その他厚生計画を樹立し、実施することが義務づけられています。

(1) 保健に関する事業	職員健康診断	299 人
	人間ドック	296 人

(2) その他保健厚生事業

財)徳島県市町村職員互助会加入	加入者	503人
	公費負担額	5,981千円
	補助率	50%
	事業	給付事業・厚生事業
		(公費を伴う事業 保養所施設利用助成・育児休業給)

8 退職管理の状況(令和2年度)

地方公務員法第38条の2第7項の規定による届出 0件

9 公平委員会の報告事項(令和2年度)

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況 0件
(2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況 0件